

大阪湾で
遊漁を楽しまれる
皆様へ

遊漁者も知って おきたい採捕のルール!!

その採捕、密漁になっていませんか？釣りにでかける前に、大阪湾（大阪府側の海域）で適用される主な法令の規制等をご確認ください。

※このほか大阪湾では、海域により兵庫県又は和歌山県の規制が適用される場合があります。

1. 関西国際空港島周辺海域の水産動植物の採捕禁止

大阪湾の水産資源を保護するため、採捕禁止区域内では魚介類や海藻などを採っては
いけません。（大阪府漁業調整規則第38条第2号）



罰則あり

6月以下の懲役
又は
10万円以下
の罰金（又は併科）

採捕禁止区域の位置

①	N 34° 25.725'	E 135° 11.622'
②	N 34° 26.737'	E 135° 13.127'
③	N 34° 27.810'	E 135° 14.728'
④	N 34° 27.118'	E 135° 15.403'
⑤	N 34° 26.222'	E 135° 16.277'
⑥	N 34° 25.613'	E 135° 15.365'
⑦	N 34° 24.470'	E 135° 13.665'
⑧	N 34° 25.162'	E 135° 12.988'
⑨	N 34° 24.832'	E 135° 12.495'

緯度・経度の値は世界測地系（分表示）

2. 漁具・漁法等の制限

漁業者ではない方は、以下の漁具・漁法以外は使用できません。

遊漁者が使用できる漁具・漁法

〔大阪府漁業調整規則
第39条第1項〕



遊漁者は、ひき縄釣り（トローリング）は
できません。

科料

3. 特定水産動植物の採捕禁止

漁業権の内外にかかわらず、**特定水産動植物の採捕はできません。** ※漁業許可や漁業権に基づいて漁業を営む場合等を除く。

特定水産動植物



あわび



なまこ



しらすうなぎ

(漁業法第132条第1項、漁業法施行規則第41条)

罰則あり

**3年以下の懲役
又は
3,000万円以下
の罰金** (又は併科)

4. 漁業権などの侵害行為の禁止

漁業権区域内での以下の行為は、処罰の対象となります。

ご注意ください!

漁業権者の同意なく漁業権の対象種をとること

漁業者の操業を妨害すること

(漁業法第195条)

潜水による採捕だけでなく、
たこ釣りや磯採集も
処罰の対象となります!!



漁業権の対象種



たこ



さざえ



うに



あさり



えむし



わかめ

このほか、あわび、なまこ、いせえび、とこぶし、がんから、かき、てんぐさ、おごのり、ひじき、あかもく(漁業権により異なります。)

罰則あり

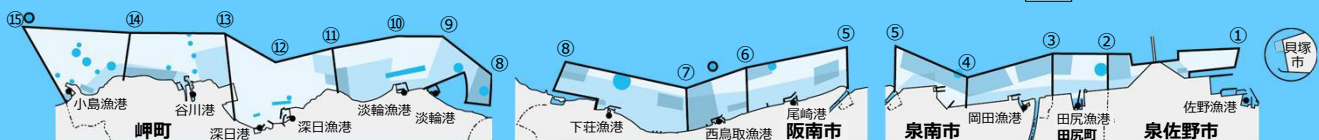
**100万円以下
の罰金**

漁業権区域の位置 (R5.9.1現在、緯度・経度の値は世界測地系(分表示))

① N 34° 25.655' E 135° 18.425'	⑥ N 34° 22.008' E 135° 13.640'	⑪ N 34° 20.387' E 135° 09.092'
② N 34° 24.570' E 135° 21.375'	⑦ N 34° 21.375' E 135° 13.112'	⑫ N 34° 19.988' E 135° 08.350'
③ N 34° 24.142' E 135° 16.413'	⑧ N 34° 20.705' E 135° 11.465'	⑬ N 34° 20.122' E 135° 07.485'
④ N 34° 23.232' E 135° 15.687'	⑨ N 34° 20.960' E 135° 10.580'	⑭ N 34° 19.752' E 135° 06.145'
⑤ N 34° 22.942' E 135° 14.613'	⑩ N 34° 20.777' E 135° 09.948'	⑮ N 34° 19.310' E 135° 04.523'

凡例

	漁業権漁場
	つきいそ漁業
	ノリ・ワカメ等養殖業
	小型定置網(網網)漁業



小型魚再放流(資源管理)のお願い



漁業者は、自主的に小型魚の再放流に取り組んでいます。

大阪府栽培漁業センターでは魚介類の生産・放流を行っています。

**遊漁者の皆様も、
資源保護のため、
小さな魚は海へ返すことへ
ご協力をよろしくお願いします。**

放流魚種



技術開発魚種



第8次大阪府栽培漁業基本計画 (R4-8)

5. クロマグロの規制

クロマグロの遊漁に関する規制は、水産庁ホームページをご確認ください。

〔瀬戸内海広域漁業調整委員会指示〕

クロマグロ遊漁

クロマグロ遊漁(水産庁)



【問合せ先】 大阪府環境農林水産部水産課 指導・調整グループ
電話：06-6210-9613

令和5年度関西国際空港周辺海域水産動植物採捕禁止区域普及啓発事業費により作成

詳細はホームページでご確認ください。



大阪府 密漁

大阪府 漁業権

